

## 井手町空き家実態基礎調査業務委託公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

本業務は、井手町全域の空き家の実態調査を実施し、空き家の適切な管理を行うため、また、利活用可能な空き家の掘り起こしを行い、所有者等に空き家バンクへの登録を促し、移住・定住促進につなげていくための基礎資料の作成をすることを目的とする。

委託業者の選定に当たっては、公募により本要領に記載する書類の提出等を求め、本業務に最適な業者を公募型プロポーザルで選定する。

### 2 業務概要

名 称	井手町空き家実態基礎調査業務
内 容	別添「井手町空き家実態基礎調査業務委託仕様書」のとおり
期 間	契約締結日から平成28年3月25日まで
場 所	本町内全域

### 3 スケジュール（予定）

実施要領の配布	平成27年10月20日(火)～平成27年11月 2日(月)
質疑書提出	平成27年10月20日(火)～平成27年10月27日(火)正午まで
参加申込書の受付	平成27年10月20日(火)～平成27年11月 2日(月) 午後5時まで
企画提案書の受付	平成27年11月 2日(月)～平成27年11月 9日(月) 午後5時まで
選考審査会	平成27年11月中旬（詳細は別途通知）
審査結果通知	平成27年11月中旬
契約締結	平成27年11月中旬

### 4 参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号のいずれかに該当する行為をした者でないこと。

(2) 参加申込書が事務局に到着する日までに井手町の入札参加資格を有していること。

(3) 井手町工事等契約に係る指名停止等の措置要綱（平成20年井手町告示第33号）による指名停止期間中でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(5) 井手町税を滞納していないこと。ただし、井手町内に事業所を設置していない参加者又は課税対象資産等を所有していない参加者は、現在の主たる事業所等所在市町村の市町村税の滞納がないこと。

(6) 参加者及び参加者の取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準じる者の地位にある者が、井手町暴力団排除条例（平成25年井手町条例第5号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと又はその統制の下にある者でないこと。

## 5 募集の手順

### (1) 実施要領等の配布方法及び期間

配布方法	井手町のホームページからダウンロードすること。 <a href="http://www.town.ide.kyoto.jp/">http://www.town.ide.kyoto.jp/</a>
配布期間	平成27年10月20日(火)から同年11月 2日(月)午後5時まで

### (2) 参加申込

受付期間 及び時間	平成27年10月20日(火)から同年11月 2日(月)までの午前9時から12時まで及び午後1時から5時まで。ただし、土、日、祝日を除く。
提出方法	1 事務局へ持参又は郵送（受付期間及び時間内に必着とし、配達完了が確認できる書留郵便に限る。）により提出すること。 2 受付後に、参加申込書等受領書（様式1の2）を交付する。 3 郵送により提出する場合は、参加申込書等受領書返信用封筒（長形3号封筒に82円切手を貼り、返信先宛名を記載したもの）1通を同封すること。
提出書類	次の書類を各1部提出すること。 1 参加申込書（様式1） 2 参加申込書等受領書（様式1の2） 3 事業者概要（様式2） 4 滞納のない証明
備考	提出後における書類の訂正、差し替え及び資料の追加は、原則認めない。

### (3) 質疑

受付期間	平成27年10月20日(火)～平成27年10月27日(火)正午まで
提出方法	1 質疑書（様式3）を事務局へ電子メールにより送信すること。 なお、電話、口頭、ファクシミリ等による質疑は受け付けない。 事務局メールアドレス：kikaku@town.ide.lg.jp 2 電子メールの標題に「井手町空き家実態基礎調査業務プロポーザル質疑書」の文字列を入力すること。 3 質疑書の提出後、事務局に電話をして受信を確認すること。
回答方法	1 質疑書を受けてからおおむね2日以内に、町のホームページに質疑に対する回答を掲載する。なお、質疑者の事業所名や氏名等は公表しない。

	<p>ただし、質疑の内容により回答できない場合がある。</p> <p>2 質疑に対する個別の回答は行わない。</p> <p>3 回答に対する問い合わせ及び異議申立ては、一切受け付けない。</p>
--	---

(4) 企画提案書の提出

受付期間 及び時間	平成27年11月 2日(月)～平成27年11月 9日(月)までの午前9時から12時まで及び午後1時から5時まで。ただし、土、日、祝日を除く。
提出方法	<p>1 事務局へ持参又は郵送（受付期間及び時間内に必着とし、配達完了が確認できる書留郵便に限る。）により提出すること。</p> <p>2 受付後に企画提案書等受領書（様式4の2）を交付する。</p> <p>3 郵送により提出する場合は、企画提案書等受領書返信用封筒（長形3号封筒に82円切手を貼り、返信先宛名を記載したもの）1通を同封すること。</p>
提出書類	<p>企画提案書（様式4）及び企画提案書等受領書（様式4の2）は、各正本1部、それ以外は各正本1部及び副本5部を提出すること。なお、3から4までの書類には通し番号を付し、市販のA4判2穴ファイル等に編冊すること。その際、編冊した状態で、書類の内容が読めるようにすること。</p> <p>1 企画提案書（様式4）</p> <p>2 企画提案書等受領書（様式4の2）</p> <p>3 企画提案（様式自由。ただし、A4判縦置きとし、両面の使用も可とする。）</p> <p><b>【必須記載内容】</b></p> <p>別添「井手町空き家実態基礎調査業務委託仕様書」（以下「本仕様書」という。）7記載のすべての項目について記載すること。</p> <p>4 参考見積書（様式自由。ただし、A4判縦置きとすること。）</p> <p>（1）経費内訳を詳細に記載（様式自由）すること。</p> <p>（2）見積金額は消費税及び地方消費税の額を含んだ額とし、予算限度額（消費税及び地方消費税の額を含む。）を超えた額を記載した場合は無効とする。</p>
注意事項	<p>1 審査の公平を期すため、企画提案書（様式4）及び企画提案書等受領書（様式4の2）以外の提出書類には、会社名、ロゴマーク等作成者が特定される表示は一切しないこと。</p> <p>2 審査項目や配点等は、審査項目及び配点一覧表（別紙）を参照すること。</p> <p>3 提案は本仕様書4記載の業務内容に合致する内容とすること。</p>

備考	提出後における書類の訂正、差し替え及び資料の追加は、原則認めない。
----	-----------------------------------

- (5) プレゼンテーション出席者届の提出方法  
提案書(原本)に添付して提出すること。

## 6 選考方法等

### (1) 契約候補者

プレゼンテーションによる企画提案等の審査で最高点を得た参加者を契約候補者とする。

### (2) 審査主体

審査は、井手町空き家実態調査業務業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。

### (3) 審査方法及び結果の通知

審査対象	参加申込書及び企画提案書等を提出した参加者
審査方法	提出された企画提案書等についてプレゼンテーション出席者が説明を行う、プレゼンテーションを実施し、審査項目及び配点一覧表(別紙)に掲げる審査項目について採点を行う。
プレゼンテーション	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 審査の公平を期すため、会社名、氏名等が特定される言動は一切しないこと。</li> <li>2. 参加者の持ち時間は、説明（15分間）、質疑応答（10分間）、準備及び撤収（5分間）を含め、おおむね30分間とする。</li> <li>3. プレゼンテーションは、補助員2人を含め、1参加者につき3人以内とすること。</li> <li>4. プロジェクター、スクリーン及びホワイトボードは井手町が用意するが、その他の機器（パソコン等）が必要な場合は、参加者が準備すること。なお、企画提案書等がない提案を新たに盛り込み、説明することは認めない。</li> </ol>
結果の通知及び公表	平成27年11月上旬に、井手町のホームページで、契約候補者の名称及び採点結果を公表するとともに、参加者全員に審査結果を書面で通知する。
辞退等	契約候補者が業務を開始する日までに辞退を申し出たときや、契約候補者の決定が取り消されたときは、次点候補者を契約候補者とする。
問い合わせ	審査結果に対する問い合わせは、一切受け付けない。

### (4) 留意事項

契約候補者が次のいずれかに該当するときは、契約候補者としての決定を取り消す。

- ア. 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。  
イ. 審査の公平性を害する行為を行ったとき。

ウ. 著しく社会的信用を損なう行為等により、契約候補者としてふさわしくないと町に判断されたとき。

エ. 参加資格に適合しなくなったとき。

## 7 契約内容

契約期間	契約締結日から平成28年3月25日まで
予算限度額	3,240,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
契約方法	契約候補者と随意契約を締結する。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
支払方法	本業務委託料は、完了検査終了後に支払うものとする。

## 8 その他

(1) 本プロポーザルに係る一切の経費は、参加者の負担とする。

(2) 企画提案は、1参加者につき1提案とする。

(3) 提出書類等は返却しない。

(4) 提出書類の著作権は参加者に帰属するが、井手町がプロポーザルに関する報告又は公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類を無償で利用・複製をすることができるものとする。

(5) 提出書類は、井手町情報公開条例（平成14年井手町条例第19号）に基づく情報公開請求の対象となり、非公開とすべき部分を除き公開されることがある。

(6) 井手町は、提出された参加申込書等を本プロポーザルによる委託業者選定以外の目的に使用しない。

(7) 採用した提案は、井手町により内容の変更を加えることがある。

(8) 企画提案書の提出後に辞退する際には、辞退届（様式は任意）を提出するものとする。

(9) 提案業者が1者のみであっても、参加資格を有する業者であればプロポーザルを実施する。

(10) 本要領に規定されていない事項が発生したときは、選定委員会と事務局が協議して対応する。

(11) 参加者は、本要領に定める諸条件に同意した上で、プロポーザルへの参加を申し込むこととする。

## 9 事務局

〒610-0302

京都府綴喜郡井手町大字井手小字南玉水67 井手町役場2階

企画財政課 担当：加藤、藤林

電話番号 0774-82-6162

(別紙)

審査項目及び配点一覧表

評価項目	評価内容	配点
------	------	----

【企業評価】

事業者概要（様式2）	技術社員の保有数は十分あるか。	5
実績	同種又は類似の業務実績は十分か。	5
有資格者	本業務を行う上で必要な資格を有している者がいるか。	5
個人情報	情報セキュリティは十分か。	5

【企画提案】

企画提案書	調査した空き家の老朽化度（利活用の有無）の判断ができていますか。	10
	成果品は今後の業務のために使い易く、また見易く工夫されているか。	30
	本業務の目的を達成するために効果的な独自の提案があるか。	30
	業務のスケジュールは適切か。	10